



発行 新潟県

第46号

平成28年6月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

訓 令

11 平成28年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程（人事課）

告 示

720 自衛隊員の募集（市町村課）

721 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）

722 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）

723 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）

724 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）

725 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）

726 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）

727 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）

728 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）

729 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）

730 肥料の登録の失効（農産園芸課）

731 保安林の指定予定（治山課）

732 保安林の指定予定（治山課）

733 保安林の指定予定（治山課）

734 保安林の指定予定（治山課）

735 保安林の指定予定（治山課）

736 保安林の指定予定（治山課）

737 保安林の指定予定（治山課）

738 保安林の指定（治山課）

739 土地改良区役員の就任届（農地計画課）

740 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

741 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

742 換地計画の縦覧（農地整備課）

743 公共測量の実施通知（監理課）

744 公共測量の実施通知（監理課）

745 道路の区域変更（道路管理課）

746 道路の供用開始（道路管理課）

747 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

特定調達契約の落札者等（監理課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

8 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

42 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告 (選挙管理委員会)

訓 令

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

平成28年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程を次のように定める。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成28年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成28年の夏季における朝型勤務（始業の時刻を繰り上げて行う勤務をいう。以下同じ。）の実施に伴い、知事の事務部局に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の平成28年7月1日から同年8月31日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 所属長（服務規程第1条の2に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が夏季における朝型勤務を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより総務管理部長に報告するものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

告 示

◎新潟県告示第720号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成29年3・4月入隊）及び二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官、二等空士として採用する航空自衛官の募集を次のとおり行う。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
種 目	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生	陸自男子 海自男子 空自男子	約130名程度	○第1回採用試験（男子のみ） 平成28年7月1日（金）から 平成28年8月8日（月）まで ○第2回（男子）及び女子採用試験 平成28年7月1日（金）から 平成28年9月8日（木）まで
	陸自女子 海自女子 空自女子	約10名程度	

一般曹候補生	陸自男子 海自男子 空自男女	防衛省の計画による	平成28年7月1日(金)から 平成28年9月8日(木)まで
	陸自女子 海自女子		
航空学生	海自男女 空自男女	防衛省の計画による	

2 試験期日及び試験会場

試験期日		試験会場
自衛官候補生男子	○第1回採用試験 平成28年8月22日(月) 23日(火) 24日(水) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：在高校生を除く18歳以上27歳未満	陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
	○第2回採用試験 平成28年9月24日(土) 25日(日) 26日(月) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満	・9月25日(日)・26日(月) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16) ・9月24日(土)~26日(月) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1)

※自衛官候補生採用試験(男子のみ)は、上表の期日以降、第3回(平成28年11月下旬)、第4回(平成29年1月下旬)、第5回(平成29年2月中旬)、第6回(平成29年3月上旬)の実施を予定しています。

試験期日		試験会場
自衛官候補生女子	○採用試験 平成28年9月24日(土) 25日(日) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満	・9月24日(土) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16) ・9月25日(日) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1)
一般曹候補生	○1次試験 平成28年9月16日(金) 17日(土) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：平成29年4月1日現在、18歳以上27歳未満	・9月16日(金) 新潟市内 長岡合同庁舎 上越市民プラザ ・9月17日(土) 陸上自衛隊新発田駐屯地 新潟市内 長岡合同庁舎 上越市民プラザ 佐渡市(金井コミュニティセンター)

	○2次試験 平成28年10月8日(土) 9日(日) ※上記のうち1日間を指定	・10月8日(土) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) ・10月9日(日) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
航空学生	○1次試験 平成28年9月22日(木) ○2次試験 平成28年10月15日(土) ~20日(木) ○3次試験 平成28年11月12日(土) ~12月15日(木) ※2次試験及び3次試験(2次試験合格者のみ)の受験日は、上記期間のうち期日を指定 ※対象:平成29年4月1日現在、18歳以上21歳未満	○1次試験 長岡合同庁舎 高田地域事務所(上越市) 佐渡市(金井コミュニティセンター) 自衛隊新潟地方協力本部 (新潟美咲合同庁舎1号館) ○2次試験 1次試験合格発表時に指定 ○3次試験 2次試験合格発表時に指定

3 応募手続き

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続きに関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせること。

◎新潟県告示第721号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人大佐渡福祉会	佐渡市相川大浦533番地2	大浦の里二号館	佐渡市相川大浦1285番地3	短期入所生活介護	H28.2.1
社会福祉法人大佐渡福祉会	佐渡市相川大浦533番地2	大浦の里二号館	佐渡市相川大浦1285番地3	介護予防短期入所生活介護	H28.2.1
株式会社ケアネット徳州会	東京都千代田区麴町二丁目3番地3号FDC麴町ビル4階	グループホームしおかぜ	村上市勝木824-2	認知症対応型共同生活介護	H28.5.13
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟市中央区東中通一番町86番地109	栃尾郷診療所	長岡市栄町2-1-50	訪問リハビリテーション	H28.1.4
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟市中央区東中通一番町86番地109	栃尾郷診療所	長岡市栄町2-1-50	介護予防訪問リハビリテーション	H28.1.4

株式会社妙高フ ーマシー	妙高市上町2番10 号	上町薬局	妙高市上町2番10 号	居宅療養管理 指導	H28.5.20
-----------------	----------------	------	----------------	--------------	----------

◎新潟県告示第722号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	佐渡市畑野甲533番地	佐渡中地域包括支援センター	佐渡市栗野江1837	介護予防支援	H28.3.31
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン 柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番地1	訪問介護	H28.5.31
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン 柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番地1	介護予防訪問介護	H28.5.31
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	デイサービスセンターエンジョイ倶楽部かきざき	上越市柿崎区馬正面1176番地1	通所介護	H28.2.29
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	デイサービスセンターエンジョイ倶楽部かきざき	上越市柿崎区馬正面1176番地1	介護予防通所介護	H28.2.29
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン 能生ステーション	糸魚川市大字能生2321番地	訪問介護	H27.4.30
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン 能生ステーション	糸魚川市大字能生2321番地	介護予防訪問介護	H27.4.30
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	ショートステイさくらの木	糸魚川市大字能生2321番地	短期入所生活介護	H27.4.30
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	ショートステイさくらの木	糸魚川市大字能生2321番地	介護予防短期入所生活介護	H27.4.30

◎新潟県告示第723号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
新潟県厚生連栃尾郷クリニック	長岡市栄町2丁目1番50号	新潟県厚生連栃尾郷診療所	新潟県厚生連栃尾郷クリニック	H28.4.1

◎新潟県告示第724号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労移行支援	株式会社アイエスエフネット ライフ 三条事業所	三条市桜木町12-38 三条ものづくり学校内	株式会社 アイエスエフネットライフ	平成28年 6月1日

◎新潟県告示第725号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護 重度訪問介護	株式会社リボン 柿崎ステーション	上越市柿崎区馬正面1176番1号	株式会社 リボン	平成28年 5月31日

◎新潟県告示第726号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
萌気園浦佐診療所	南魚沼市浦佐5363番地1	精神通院医療	平成28年6月1日
みなみ調剤薬局 御幸町店	新発田市御幸町4-6-2	精神通院医療	平成28年6月1日
ツルマキ薬局	新潟県三条市荻堀1616番地1	精神通院医療	平成28年6月1日

◎新潟県告示第727号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
ハート調剤薬局西山店	柏崎市西山町礼拝字前田430-2	精神通院医療	平成28年6月1日
渡辺薬局	長岡市東川口601-3	精神通院医療	平成28年6月1日
ふもと訪問看護ステーション	上越市中央1丁目23-26	精神通院医療	平成28年6月1日

◎新潟県告示第728号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第393号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	伏見菌体肥料
保証成分量	窒素全量 5.0パーセント りん酸全量 1.8パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	伏見蒲鉾株式会社 新潟県新潟市北区新崎699番地12
有効期間	平成16年7月1日から平成31年6月30日

◎新潟県告示第729号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第414号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	ゆうき太郎
保証成分量	窒素全量 2.7パーセント りん酸全量 3.5パーセント 加里全量 1.7パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	胎内市 新潟県胎内市新和町2番10号
有効期間	平成25年6月24日から平成31年6月23日

◎新潟県告示第730号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第407号
肥料の種類	副産植物質肥料

肥料の名称	新潟イネバイオ1号
保証成分量	窒素全量 7.0パーセント りん酸全量 1.5パーセント
生産者の名称及び住所	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目3番1号
失効年月日	平成28年5月19日

登録番号	新潟県生第415号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	ゆうき次郎
保証成分量	窒素全量 2.7パーセント りん酸全量 3.5パーセント 加里全量 1.7パーセント
生産者の名称及び住所	胎内市 新潟県胎内市新和町2番10号
失効年月日	平成28年5月19日

◎新潟県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市大崎2781の乙、2782から2784まで、2785の1、2786から2789まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県魚沼市渋川字前平604の1（次の図に示す部分に限る。）、619、宇杉岡1363、1363の2、1364の2、1365、1365の2、1365の3、1366の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第733号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市宇山鳥沢亥丙3、宇大平亥丙6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第734号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市浦田字木和田原5580の1、5580の2、5595の1、5597、5610の11、5610の19から5610の22まで、5610の25、5610の26、5613、5614、5614の子、5615、5616の乙、5617の1、5618の2から5618の5まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第735号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大字皆口字クネノ内71、72、字柳清水74から77まで、78の2、79の2、80、81、83、84の3、84の4、85の2、89の1、89の2、89の5、90、92の1、93の1から93の4まで、94の1、95の1、95の2、95の8、96、97の1、98の2、100の2、103の3、103の5、大字西谷内字坂口373、374、375の2、378の1、380の7、384の1、384の3、384の4、389の3、字雨池379、381、382の1、385の1、385の2、386から388まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市名立区瀬戸字能生丸2761、2762の1、2767、2769から2772まで、2775、2776

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市高倉字大清水3882の1、3882の4、3882の5、3882の7、3882の13から3882の15まで、3883の1、3883の3、3883の7、3883の9、3883の11、3883の15、3883の16、3883の21、4010の1、4012、4485

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区上岡字峯 852、853、855 から 865 まで、868 から 873 まで、875、876、876 の子、877 から 880 まで、字梁口 1263 の 1、1263 の 2、字大天上 1270 の 1 から 1270 の 3 まで、1271 の 1、1272、1273 の 1 から 1273 の 3 まで、1274 から 1277 まで、1278 の 1、1278 の 2、1295 の 1 から 1295 の 3 まで、1296 から 1298 まで、1304、1309、1315 から 1321 まで、1340、字地獄谷 1357 から 1363 まで、1363 の 1、1364 から 1367 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年6月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市江南区舞潟1048番地

佐藤 清一

就任年月日 平成28年6月3日

◎新潟県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成28年6月7日認可した。

平成28年6月17日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
三和西部	上越市	区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業	平成28年5月24日

◎新潟県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、山王・新座下地区土地改良事業共同施行から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成28年6月20日から平成28年7月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月17日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 山王・新座下地区土地改良事業共同施行	山王・新座下 (全換地区)	区画整理（非補助）	換地計画書の写し	阿賀野市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（佐渡新穂銀山レベル500平面図作成）
- 作業期間 平成28年5月25日から平成29年3月30日まで
- 作業地域 佐渡市上新穂、新穂北方地区

◎新潟県告示第744号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業上泉地区確定測量）
- 作業期間 平成28年5月23日から平成28年12月14日まで
- 作業地域 西蒲原郡弥彦村大字上泉ほか地内

◎新潟県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道

2 路線名 中条乙線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胎内市赤川字下段 3237 番 1 から	新	9.3～26.0メートル	175.4メートル
同市赤川字下段3236番まで	旧	9.3～10.8メートル	175.3メートル

◎新潟県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 中条乙線

2 供用開始の区間

胎内市赤川字下段3237番1から同市赤川字下段3236番まで

3 供用開始の期日 平成28年6月17日

◎新潟県告示第747号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成28年6月7日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市芝野乙237、乙237-1、乙238、乙238-1、乙238-2の内	5.50	53.63

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 荒川ショッピングセンター

所在地 村上市藤沢字腰廻89-1-4 外

設置者 協同組合荒川ショッピングセンターほか1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者の変更）に関する届出

公告日 平成28年1月15日

- 3 意見の概要
 - (1) 村上市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年6月17日から平成28年7月17日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量
新潟県公共事業管理システム用サーバ機器等一式の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県土木部監理課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成28年6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社新潟営業所
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地
- 5 落札価格
111,617,352円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成28年4月26日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、回診用X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年6月17日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
回診用X線撮影装置 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年9月30日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成28年6月24日(金)午後3時

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年6月28日(火)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
阿賀野市	(略) <u>あがの市民病院</u> (略)	(略) 阿賀野市岡山市 13-23 (略)	阿賀野市	(略) <u>水原郷病院</u> (略)	(略) 阿賀野市岡山市 13-23 (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園 式号館 <u>地域密着型特別養護老人ホーム ミニ特養うしろやま</u>	(略) 佐渡市新穂瓜生屋513番地1 <u>佐渡市宮川1062番地</u>	佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園 式号館	(略) 佐渡市新穂瓜生屋513番地1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、燕市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年6月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
燕こども園 (旧燕保育園)	燕市白山町1丁目9 番15号	遊戯室	226.92 (旧184.32)	平成28年6月2日